

計量単位について（案）

・現状

1. 単位の定め方

「計量単位」は、数値をもってその大きさを表すことができる事象や現象の量（「物象の状態の量」）を計るための基準となるものである。

量を計るためには、個々の量ごとに「計量単位」と「定義」が定められること（例えば、長さの計量単位は「メートル」であり、定義は光が真空中を 299,792,458 分の 1 秒間に進む距離を 1 メートル）が必要である。

我が国は、明治 18 年（1885 年）からメートル条約に加盟しており、計量法は、主にメートル条約に基づく国際度量衡総会で決議された国際単位系（SI）を基にして「計量単位」及び「定義」を定めて、国内での統一を図っている。

メートル法に基づく計量単位は、科学技術の進歩等に基づき国際度量衡総会において適宜拡張・改良が決定されており、取引又は証明、産業、学術、日常生活等での計量で重要なものが出てくれば、順次計量法に追加してきている。

具体的には、計量法第 2 条第 1 項第 1 号により、計量の対象となる「物象の状態の量」を定め（現在 72 量）、計量法第 3 条から第 5 条により、取引又は証明に使用を義務付ける等の規制を適用する「法定計量単位」を規定している。

また、計量法第 2 条第 1 項第 2 号に基づく政令（計量単位令第 1 条）により、「物象の状態の量」を定め（現在 17 量）、「法定計量単位」ではない（規制のない）計量単位を省令で規定している。

2. 計量法における法定計量単位の規制

取引又は証明における非法定計量単位の使用を禁止（計量法第 8 条）

非法定計量単位による目盛又は表記を付した計量器について、販売又は販売目的の陳列を禁止（計量法第 9 条）

・計量単位の規定

1. 現行制度の問題点

- ・新しい単位が国際度量衡総会で採択されたとしても、法定計量単位として位置付けるためには、法律改正（計量法第 2 条第 1 項第 1 号の物象の状態の量及び計量法別表の計量単位の追加）が必要であるが、国際的に新たに

採択される単位を、我が国としても採用すべきか否かの判断基準や手順が必ずしも明確ではない。

(注) 国際度量衡総会で国際単位系として採択された物象の状態の量及び計量単位であって、いまだに計量法に取り入れられていないものとして、1999年の総会で決定された「カタール」(触媒活性の単位)がある。

2. 新たな方向性

(1) 基本的考え方

国際度量衡総会において新たに決定・変更された単位について、我が国として、法定計量単位として決定・変更することが必要である場合には、遅滞なく対応する。

新たな単位を法定計量単位として位置付けることの是非を検討し、関係者のコンセンサスを得ていくためのプロセスを明確化する。

(2) 具体的方針

国際度量衡総会及びその下部機関での単位に関する検討に我が国も積極的に参画すること等により、新たな単位に関する国際的な議論の動向を常に把握するよう努める。

国際的に新たに採択される単位を我が国として採用し、更に法定計量単位とすべきか否かの是非を判断するための基準・ガイドライン(取引又は証明、産業、学術、日常生活等での計量で重要なもの)について検討する。

新たな単位が国際度量衡総会で採択された場合、速やかに新たな単位を法定計量単位として位置付けることの是非について検討し、法定計量単位として採用する可能性がある単位については、以下の手続きに進む。

- a) 計量法第2条第1項第2号関連の計量単位に位置付ける(政省令で追加)。
- b) 国家計量標準を供給できる体制を速やかに整備する。
- c) 同じ物象の状態の量に関して定められたその他の計量単位の取引・証明への使用及び計量器の目盛り等への使用を禁止するためのコンセンサスを作り、法定計量単位に位置付ける環境を整える。

上記 b)機能を(独)産業技術総合研究所計量標準総合センター(NMIJ)が主体的に果たすように、NMIJを我が国計量標準機関の頂点(中核)としての国家計量標準機関(Principal NMI)と位置付け、計量標準の開発・供給に関する様々な機関と調整するなど実施機能を果たすことを中期目標によって示すことを検討する。

・計量単位の規制

1. 現行制度の問題点

- ・旧計量法下の「尺貫法からメートル法への転換」及び現行計量法における「単位のS I化」は一定の成果を果たしつつあるが、非法定計量単位の併記について問い合わせや要望が寄せられているなどから、依然としてS I以外の単位の使用に対する要請もある。
- ・また、計量器かどうかの基準が必ずしも明確ではなく、依然として非法定計量単位を用いた製品が一部流通している。

2. 新たな方向性

(1) 基本的考え方

現行の制度は、法定計量単位の普及を通じて、我が国の適正計量の実施を確保し、経済の発展、国際統合化に寄与している。

内外に対して我が国のS I推進の立場を明確化することが必要であり、仮に計量器に非法定計量単位の「併記」を認めた場合、これまでの国の方針を転換することとなり、我が国の計量行政に対する国民からの信頼を失う可能性がある。

また、併記を認めた場合、非法定計量単位が浸透し、社会経済的に非効率と超過コストが発生する可能性がある。単位併記・切替え等が行えるメーターは、読み間違い・設定ミス等で事故等発生のおそれがある（特にデジタル切り替え式）。

なお、規制対象となっていない個人又は家庭では、例えば尺寸等の使用が可能であり、取引証明においても限定的にヤードポンドなどの非S I単位は、現在でも使用ができることとなっており、特段問題は生じていない。

(2) 具体的方針

取引又は証明において非法定計量単位の使用を禁止し、非法定計量単位による目盛又は表記を付した計量器の販売又は販売目的の陳列を禁止する現行制度は堅持する方向で検討する。

現行制度の運用の透明性を確保する観点から、運用基準の明確化を図るべく、計量法で許容される非法定計量単位の表記の事例や、法令違反となるか否か規制の対象となる計量器か否かの判断基準等の公表等について検討する。